

薩子第2144号
平成27年12月21日

認定こども園長 様
認定こども園に移行予定の施設長 様
施設型給付を受ける私立幼稚園に移行予定の園長 様
認可保育所長 様
地域型保育事業管理者 様
地域型保育事業の実施を希望している事業管理者 様

薩摩川内市子育て支援課長

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う事務に関する留意事項について（通知）

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」と言います。）の施行により、平成28年1月1日から子ども・子育て支援法等に定められた事務の一部に個人番号（マイナンバー）を使用する予定となっています。

このことにつきまして、下記の点に留意くださるようお願いいたします。

記

1. 個人番号（マイナンバー）を使用する事務

次の書類に関して、個人番号（マイナンバー）を使用することになります。

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼児童台帳
- 支給認定現況届
- 変更認定申請・支給認定変更届出書
- 支給認定証再交付申請書

2. 1の書類を取り扱う際の注意

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、個人番号関係事務実施者に該当し、番号法第12条に定められた管理義務が課されます。

児童等の個人情報の管理については、各園できまりやマニュアルを作成されていますが、個人番号（マイナンバー）が記載された文書の扱いについても、ルールを明文化し、保護者に当該文書の管理方法等を周知するようお願いいたします。

なお、次のことについて遵守するようお願いいたします。

- 個人番号（マイナンバー）が記載された文書（1に記載した文書を言います。以下同じ）は、鍵をかけることができる箇所（当該物件を容易に持ち運べない箇所に限ります）に保管し、その鍵は個人情報を管理する責任者が管理すること。
- 個人番号（マイナンバー）が記載された文書をコピーしないこと。
- 個人番号（マイナンバー）を他の書類等に転記しないこと。